

研究活動についての相談窓口

目白大学・目白大学短期大学部では、キャンパスごとに研究者、研究費に携わる方々からの研究活動に関するご相談を受け付けております。

新宿キャンパス 研究支援課

東京都新宿区中落合4-31-1
TEL●03-5996-3110
E-mail●kenkyu@mejiro.ac.jp

さいたま岩槻キャンパス 国立埼玉病院キャンパス 庶務課

埼玉県さいたま市岩槻区浮谷320
TEL●048-797-2115
E-mail●univsyomu@mejiro.ac.jp

研究不正に関する通報窓口

目白大学・目白大学短期大学部においては、「研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」に基づき、以下の通り研究不正に関する通報の窓口を設置しています。

..... 通報窓口

目白大学地域連携・研究推進センター

〒161-8539 東京都新宿区中落合4-31-1
TEL●03-5996-3110
FAX●03-5996-3146
E-mail●fuseiboushi@mejiro.ac.jp

..... 通報方法

- 電話、E-mail、FAX、書面又は窓口における面談（原則として顕名で行う）



学術研究 倫理ガイド



目白大学
目白大学短期大学部

目白大学・目白大学短期大学部 学術研究倫理憲章

目白大学・目白大学短期大学部は、「主・師・親」という建学の精神に則り、国家・社会への献身的態度、真理追求の熱意及び人間尊重の精神を持ち、学術研究活動を通じて、社会の発展と平和に貢献する。学術研究に関与する者は、それが人間、社会及び自然環境に多大な影響を及ぼすことを常に念頭に置き、本学が受け継いできた他人に犯されぬ自主性と独自の価値観を堅持しつつ、常に良心と良識に従って自己研鑽に努めなければならない。本学は、学術研究の信頼性、公正性及び自由闊達な学術研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の学術研究が社会から汎く信頼、尊敬及び期待を得られるよう、本学の学術研究活動に携わる全ての関係者に係る倫理的な態度と行動規範として、下記の通り学術倫理憲章を定める。

記

1. 本学の学術研究は、社会の発展と世界平和等に係る人類共通の課題発見と問題解決に貢献する。
2. 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、常に人間、社会及び自然環境との調和に基づいた社会的弱者の庇護と地球環境の保全に十分配慮しつつ、公益の増進に積極的に貢献する。
3. 本学の学術研究は、全ての研究関係者が国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規程とその精神を遵守し、自己の良心に従い、社会的良識をもって誠実に行動し、研究成果を適切に発表することで時代や社会の要請に真摯に応える。
4. 本学の学術研究においては、人権を尊重し、個人情報保護に留意することはもとより、一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が生じないように努める。
5. 本学の学術研究においては、社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切な管理運営に努める。
6. 本学は、研究倫理に係わる教育・研修、研究環境の改善・整備及び安全管理等に努めるとともに、不正行為が起こらない環境整備に努める。

(学術研究倫理委員会 平成19年11月)

目白大学・目白大学短期大学部は、本学の学術研究活動に携わる全ての関係者に係る倫理的な態度と行動規範として、「学術研究倫理憲章」を、さらに「研究倫理方針」、「研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」、「研究費による物品購入等に係る取引停止等の取扱い規程」、「目白大学人及び動物を対象とする研究に係る倫理審査委員会規程及び同細則」などの規程等を定めています。

学術研究倫理に関する行動規範・規程等

学術研究倫理憲章

学術研究活動に係る者の倫理的な態度と行動規範

研究倫理方針

学術研究の信頼性と公正性のための倫理の方針

研究活動上の不正行為及び 研究費の不正使用の防止等に関する規程

研究不正の防止と対応等に係る規程

研究費による物品購入等契約に係る 取引停止等の取扱い規程

研究費による物品の購入及び製造、役務
その他の契約の取扱いに係る規程

目白大学における人及び動物を対象とする 研究に係る倫理審査委員会規程及び同細則

人及び動物を対象とした研究が、
倫理的配慮のもとに行われることを目的とした
倫理審査委員会に係る規程等

学術研究倫理に係る規程等

研究活動上の不正行為及び 研究費の不正使用の防止等に関する規程 一抜粋一

【不正行為の禁止】

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用(以下「研究不正」という。)を行ってはならず、又研究不正の防止に努めなければならない。

【責任の範囲の明確化】

第19条 研究者等は、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受けなければならない。

2 研究費の管理を行う研究者等は、第17条第3項に規定する研究費に係る説明会、又は他の機関が開催する倫理教育に参加しなければならない。

*第17条 3 コンプライアンス推進責任者は、研究費の管理・運営における倫理意識の向上のため、次の各号に定める事項を行う。

(1)「目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理方針」を全学へ周知徹底する。

(2)研究費に関する規則等を全学へ周知徹底する。

3 研究者等が学外から獲得した研究資金等による研究を行う研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者並びに同資金等に関わる事務職員は、「目白大学・目白大学短期大学部学術研究倫理憲章」の精神に則り、次の各号に定める規定を遵守し、誓約文書等所定の書類(以下「誓約書」という。)を執行開始前にコンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

(1)目白大学・目白大学短期大学部 科研費使用ガイドブック

(2)「経理規則」、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令、並びに交付等の際の条件

4 コンプライアンス推進責任者は、前項に定める誓約書を研究期間終了後5年間保管することとする。

5 研究者等は、研究費に関する執行の責任を負い、かつ、当該執行に係る書類に記載された事項について、責任を持って説明を行わなければならない。

6 第3項の誓約書の様式は、第7条第1項に規定する学術研究倫理委員会の議を経て学長が定める。

【旅費・謝金等の適正管理】

第22条 研究者等は、研究費に関する旅費・謝金等の支出は「旅費規則」及び「学校法人目白学園謝金支給基準」に関する規程等に従い、適正に執行しなければならない。

2 監査室は、研究費に関する旅費・謝金等の支出が適正に執行されていることを監査するため、監査実施年度分について抽出し、必要に応じて研究者・研究分担者や謝金受領者等に対して事実確認を行う。

研究倫理方針 一抜粋一

7. 情報・データ等の利用及び管理

①研究者は、研究成果の発表とは研究活動で得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることであることを認識し、研究データを適切に保存・管理しなければならない。

②前項の研究成果に係る資料は、研究期間終了後5年間は保存しなければならない。ただし分野の特性により他に保存期間が定められている場合は、その保存期間によるものとする。

③研究成果に係る資料の保存については、研究成果の第三者による検証可能性を確保できる方法により実施するものとし、他に保存方法が指定されている場合は、それに従うものとする。

④研究成果に係る研究データは、第三者から求めがあった場合に開示しなければならない。

⑤保存期間中に、研究者の故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失によって、不正行為の疑義を払拭できない事態を生じた場合の責任は、当該研究者に帰属するものとする。

9. 研究費の取扱

研究者は、研究費の源資が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、寄付金等に由来することに常に留意し、法令、本学の関連規則や規程、当該研究費の使用規定等を遵守し、研究費を適正に使用しなければならない。

研究遂行上の注意事項

研究活動上の不正行為とは

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

研究費の不正使用とは

預け金

架空の取引により研究費を支出し、業者等に預け金として管理させること。

カラ出張

虚偽の申請に基づき出張旅費等に研究費を支出すること。

カラ謝金

虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等に研究費を支出すること。

差し替え

虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等に研究費を支出すること。

不正行為を行った研究者に対する応募制限期間（公的研究費の場合）

応募制限の対象者		不正の程度と応募制限期間
不正行為に関与した者	ア)研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	10年
	イ)不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質程度に応じて) 3~7年
		上記以外の著者
ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者	2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		(学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質程度に応じて) 1~3年

不正使用及び不正受給を行った研究者に対する応募制限期間（公的研究費の場合）

応募制限の対象者	不正の程度と応募制限期間	
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、 10年	
	私的流用以外で	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、 5年
		② ①及び③以外の場合、 2~4年
③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、 1年		
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	不正使用を行った者の 応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)	